

滋 水 第 3 1 3 号
令和6年(2024年)4月10日

琵琶湖海区漁業調整委員会
会 長 谷 口 孝 男 様

滋賀県知事 三日月 大造

漁業の許可の基準について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第5項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業の許可の基準について貴委員会の意見を問います。

小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業および手繰第3種漁業）の許可の基準

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号。以下「省令」という。）第70条第2項の小型機船底びき網漁業のうち、同省令第72条第1項および第3項に掲げる手繰第1種漁業および手繰第3種漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条第5項および滋賀県漁業調整規則（令和2年規則第103号。以下「規則」という。）第11条第5項に規定する基準を次のとおり定める。

第1条 手繰第1種漁業および手繰第3種漁業に係る許可または起業の認可（以下「許可等」という。）の申請が、許可等をすべき船舶の数を超えた場合には、次のとおり優先順位に従って許可等をする者を定める。

(1) 第1位 次のア、イのいずれにも該当する場合（第4号に該当する場合を除く。）。

ア. 当該漁業の許可を受けた者であって、その許可の有効期間の満了日以降において引き続き当該漁業を営むために申請する者が、許可を受けた漁船と同一の船または代船により申請する場合。

イ. 当該漁業の許可を受けた者であって、その許可の有効期間中、操業の実績がある者。

(2) 第2位 次のア、イのいずれかに該当する場合。

ア. 当該漁業の許可を受けた者の従事者であって、その許可の有効期間の満了後に従前の許可と同一の船舶を使用する権利を取得して漁業を営むために申請する者（第4号に該当する場合を除く。）。

イ. 国または県の漁業研修制度を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。

(3) 第3位 本条第1号および2号に該当しない者であって、当該漁業以外の漁業を1年間に90日以上営んでおり、操業の実績がある者。

(4) 第4位 第1号から第3号までのいずれかに該当する者であって、複数の船舶を用いて当該漁業を営むために新たに申請する者。

(5) 第5位 第1号から第4号のいずれにも該当しない者。

第2条 前条の規定において同順位となる者があった場合は、法第58条において読み替えて準用する同法第42条第6項および規則第11条第6項の規定に基づき、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

附則

この基準は、令和4年2月1日から施行する。

この基準は、令和6年 月 日から施行する。

小型機船底びき網漁業（手繰第 1 種漁業および手繰第 3 種漁業）の許可の基準

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号。以下「省令」という。）第 70 条第 2 項の小型機船底びき網漁業のうち同省令第 72 条第 1 項および第 3 項に掲げる手繰第 1 種漁業および手繰第 3 種漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 5 項および滋賀県漁業調整規則（令和 2 年規則第 103 号。以下「規則」という。）第 11 条第 5 項に規定する基準を次のとおり定める。

第 1 条 手繰第 1 種漁業および手繰第 3 種漁業に係る許可または起業の認可（以下「許可等」という。）の申請が、許可等をすべき船舶の数を超えた場合には、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定める。

- (1) 当該漁業の許可を受けた者であって、その許可の有効期間の満了日以降において引き続き当該漁業を営むために申請する者。（第 4 号に該当する場合を除く。）
- (2) 当該漁業の許可を受けた者の従事者であって、その許可の有効期間の満了後に従前の許可と同一の船舶を使用する権利を取得して漁業を営むために申請する者。（第 4 号に該当する場合を除く。）
- (3) 上記 2 号に該当しない者であって、1 年間に 90 日以上漁業を営んでいる者。（第 4 号に該当する場合を除く。）
- (4) 第 1 号から第 3 号までに該当する者であって、複数の船舶を用いて当該漁業を営むために新たに申請する者。
- (5) 第 1 号から第 4 号まで以外の者。

第 2 条 前条の規定において同順位となる者があった場合は、法第 58 条において読み替えて準用する同法 42 条第 6 項および規則第 11 条第 6 項の規定に基づき、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

附則

この基準は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。